

堺市立ビッグバン  
指定管理者募集要項

令和5年 月  
堺 市



## 目 次

I. はじめに	1
II. 施設の設置目的	1
III. 事業内容に関する事項	2
1. 施設の名称、場所、設置年月、施設の規模等	2
2. 指定管理者が行う業務の概要	4
3. 管理の基本的事項	8
4. 指定期間（予定）	8
5. 自主事業	8
6. 管理経費等	9
7. 利用料金等	12
8. 管理の基準	13
9. 基本事業計画書及び年度事業計画書	16
10. リスク（責任）分担について	17
11. 管理運営に伴う租税について	17
12. 保険加入	17
13. 業務の第三者への委託	17
14. 市の指示等	18
15. 定期会議の開催	18
16. モニタリング等	18
17. 管理業務の報告	19
18. 管理業務の継続が困難になった場合の措置	20
19. 引継ぎ等	20
20. 管理業務に関する評価	21
IV. 募集手続きに関する事項	22
1. 公募及び選定のスケジュール	22
2. 応募資格等	22
3. 欠格事項	23
4. 選定対象除外	24
5. 応募手順	24
V. 提出書類に関する事項	28
1. 書類の作成	28
2. 書類の提出	28

<b>VI. 選定及び指定に関する事項</b> .....	<b>31</b>
1. 選定審査方法 .....	31
2. 選定結果の通知等 .....	31
3. 指定管理者の指定等 .....	31
4. 協定に関する事項 .....	32
<b>VII. その他</b> .....	<b>32</b>
1. 注意事項 .....	32
2. 添付資料 .....	33

## I. はじめに

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、堺市立ビッグバン条例（令和 2 年条例第 44 号。以下「ビッグバン条例」という。）第 14 条に基づき、堺市立ビッグバンの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## II. 施設の設置目的

堺市立ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援することを目的に設置されている施設です。

本市、大阪府、地権者等で構成される泉北ニューデザイン推進協議会では、泉ヶ丘駅前地域の活性化に向けた行動指針として「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」（平成 23 年 3 月策定、平成 27 年 1 月改訂 募集要項別紙 3）を策定しています。このビジョンでは、ビッグバンや後背地（泉ヶ丘公園・樹林帯）を「子どもコア」として位置づけ、「子どもが一日中愉しめる遊びの拠点・親も楽しく子育てできる拠点」とすることを将来像としています。

また、令和 3 年 5 月に策定した「SENBOKU New Design（センボク・ニュー・デザイン）」（募集要項別紙 2）では、ビッグバンと泉ヶ丘公園（整備予定）の一体的活用により、子どもが一日中愉しめ、親も楽しく子育てができる拠点を整備することで、良好な子育て環境を創出することを今後の取組方針として掲げています。

さらに、両計画を踏まえて令和 4 年 3 月に策定した「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」（募集要項別紙 1）では、泉ヶ丘エリアをよりいっそう子どもたちが愉しめる空間とすることをめざすとともに、昨今の教育で求められている協調性や社会性も身に付けられる場とし、保護者が子どもを育てる「子育て」と子どもたち自らが活動する「子育て」の両面から、保護者が安心できること、子どもたちが能動的に活動できる場とすることを将来像としています。

指定管理者には、ビッグバンの設置目的や計画等を達成するために、指定管理者が有するノウハウやネットワーク、実績を最大限活用し、常設展示の更新及びソフト事業の展開による魅力的な施設運営を行うことを求めます。

### III. 事業内容に関する事項

#### 1. 施設の名称、場所、設置年月、施設の規模等

(1) 施設の名称

堺市立ビッグバン

(2) 設置場所

堺市南区茶山台1丁

(3) 設置年月日

令和3年4月1日

※平成11年6月23日に大阪府立大型児童館ビッグバンとして開館

令和3年4月1日に大阪府から堺市に移管

(4) 施設規模

①敷地面積：44,038 m<sup>2</sup>

(敷地構成) ビッグバン敷地：26,491 m<sup>2</sup>

後背地：15,129 m<sup>2</sup>

ちよっとバン：1,068 m<sup>2</sup>

第2駐車場：1,350 m<sup>2</sup>

②建築面積：6,530 m<sup>2</sup>

③延床面積：13,016 m<sup>2</sup>

(5) 施設構成

①屋内施設

- ・本館（地上5階地下1階建、鉄骨鉄筋コンクリート造、2,600人収容）
- ・こども劇場（平家建、鉄骨鉄筋コンクリート造、300人収容）
- ・遊具の塔（地上8階建、鉄骨造）

②屋外施設

- ・交流広場
- ・ちよっとバン
- ・後背地
- ・駐車場（第1駐車場、第2駐車場、団体バス駐車場）

(6) 施設内容

① 屋内施設

屋内施設	概要
本館 1 階 【コスモポート (648 m <sup>2</sup> )】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォメーション</li> <li>・いこい広場 (軽食喫茶コーナー)</li> <li>・あかちゃん広場</li> <li>・えほん広場</li> <li>・ビッグワニタンステップ (トリックアート階段)</li> <li>・保健室 (25 m<sup>2</sup>) 等</li> </ul> ※ビッグワニタンステップを除き無料開放
本館 2 階 【スペースファクトリー (876 m <sup>2</sup> )】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベアルの修理工房</li> <li>・ハートイピア電子動物園</li> <li>・スペースキッチン</li> <li>・研修室 (ワークショップに使用) 等</li> </ul>
本体 3 階 【アストロキャンプ (897 m <sup>2</sup> )】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチカネワニの生体/骨格</li> <li>・ジャングルの冒険</li> <li>・幼児コーナー</li> <li>・休憩室 (144 m<sup>2</sup>) /バルコニー</li> <li>・授乳室 (28 m<sup>2</sup>) 等</li> </ul>
本館 4 階 【おもちゃスペースシップ (1,558 m <sup>2</sup> )】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 30 年代の街並み</li> <li>・おもちゃタイムトンネル</li> <li>・からくりサーカス</li> <li>・エクスペラトリアムコーナー 等</li> </ul>
こども劇場 (608 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台及び客席を同一平面で構成</li> <li>・劇やショー等のイベントを実施</li> </ul>
遊具の塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 階～8 階を使ったジャングルジム</li> <li>・ジャングルジム内には 17 種類の垂直遊具を設置</li> </ul>

② 屋外施設

屋外施設	概要
交流広場 (2,683 m <sup>2</sup> )	子どもたち相互間及び地域住民等との交流を図るイベント広場
ちょっとバン (1,068 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の子どもの遊びや交流を図る冒険遊び場</li> <li>・泉ヶ丘公園予定地内に位置</li> </ul>
後背地 (15,129 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内通行道等として利用</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 駐車場 104 台 (うち障がい者用 5 台)</li> <li>…立体駐車場・平面駐車場で構成、交流広場の 1 階部分</li> <li>・第 2 駐車場 54 台 (うち障がい者用 1 台)</li> <li>…平面駐車場のみ、泉ヶ丘公園予定地内に位置</li> <li>・団体バス駐車場 3 台</li> <li>…ビッグバン敷地内通路内</li> </ul>

## 2. 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中「IV. 業務内容」に記載のとおりとします。

### (1) 施設の運営に関する業務

- ア 利用料金等の設定・収受に関する業務
- イ 総合受付・案内等に関する業務
- ウ 駐車場・駐輪場の管理運営業務
- エ 館内展示、イベント及び屋外活動等の企画運営業務
- オ 子育て支援業務
- カ 集客及び広報・プロモーション業務
- キ 開館時間及び休館日の設定に関する業務

### (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守点検業務
- ウ 展示設備等維持管理業務
- エ 執務環境等測定業務
- オ 外溝・植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃等業務

### (3) 常設展示及び遊具の改修に関する業務

「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」（募集要項別紙1）を踏まえ、館内の常設展示及び遊具（下記ア～オにおいて、「展示等」という。）の改修を実施してください。

（詳細は募集要項別紙4の仕様書別紙8「要求水準書」参照）

- ア 展示等の設計
- イ 展示等の製作
- ウ 展示等の設置
- エ 展示等の引渡し
- オ 展示等の供用開始にかかる準備
- カ 打合せ協議の実施

### (4) その他の業務

- ア 事業計画の策定
- イ 事業報告書の提出
- ウ 人員配置



- エ 施設の運営準備
- オ 運営マニュアル等の作成及び研修
- カ 緊急時等への対応
- キ 関係機関等との協議
- ク 保険加入
- ケ 業務の引継ぎ
- コ 市の業務への協力
- サ 市との協議
- シ 個人情報の安全管理措置

(5) 特記事項

① 児童厚生施設（その他児童館）の運営

- ・ 児童福祉法、ビッグバン条例（募集要項別紙12）、堺市立ビッグバン条例施行規則（募集要項別紙13）など関係法令、条例、規則等の規定を遵守してください。なお、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人以外の者が運営する場合の要件は、児童館の設置運営要綱（平成2年8月7日厚生省発児第123号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）に示されていますので、特に注意してください。
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童の遊びを指導する者を配置することが必要です。

② 泉ヶ丘公園、展望広場等の工事について

令和6年度から令和8年度までの期間、泉ヶ丘公園、展望広場等の整備工事を行います。これに伴い、第2駐車場、展望広場、ちょっとバン及び敷地内通路の一部を次の期間閉鎖しますので、指定管理者は次の注意事項に留意してください。

（閉鎖期間）詳細の範囲については別図を参照してください。

○ 第2駐車場（別図内①）：令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

○ 展望広場、ちょっとバン及び敷地内通路（別図内②）：

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

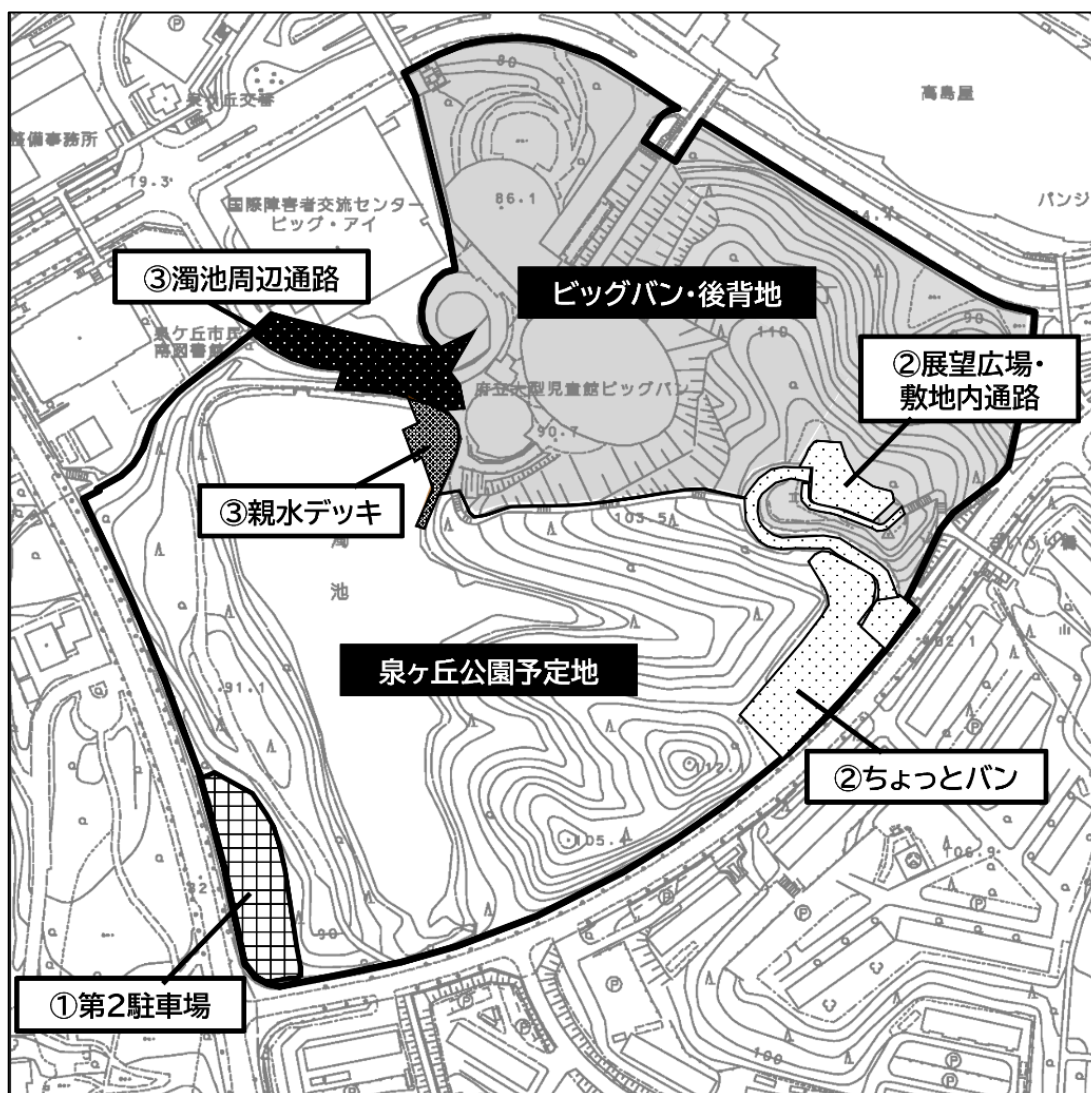
※ 展望広場の整備工事が完了次第、ちょっとバンの工事を開始する予定です。ちょっとバンの整備工事中、ちょっとバン事業の活動場所は展望広場を予定しています。また、同事業の活動場所の移転の際には、市と協議のうえ活動に必要な備品等の移転及び不要備品の処分を行います。なお、閉鎖期間については現時点での想定期間ですので、前後する場合があります。

（工事に関する注意事項等）

- ・ 第2駐車場の運営のために指定管理者が設置した駐車場機器一式（看板、発券機、精算機、ロボットゲート）については、着工までに撤去してください。

- ・スロープや親水デッキ等の整備工事を行うため、別図内③のエリアについて、指定期間（「4. 指定期間（予定）」参照）内に工事を行います。
- ・公園の整備工事に伴い、指定管理区域内に工事フェンス等安全対策施設の設置や迂回路等通行機能の確保が必要となった場合、公園の整備工事への協力をしてください。

【別図】



### ③遊具の塔ほか5棟外壁改修ほか工事及び監視カメラ設備改修工事について

令和6年8月から令和7年3月まで（予定）の期間、遊具の塔ほか5棟の外壁改修ほか工事及び本館・遊具の塔の監視カメラの改修等の工事を行う予定です。（詳細は募集要項別紙16参照）工事期間中の休館は予定していませんが、屋外エリアの一部閉鎖を予定しています。

また、工事に伴い屋内エリアに一部制限を設けることがあります。

遊具の塔には足場を設置するため、塔内が暗くなる場合がありますので、必要に応じて安全対策を講じてください。

### ④第1駐車場の駐車場料金自動収受システム機器等の賃貸借について

ビッグバン第1駐車場の駐車場料金自動収受システム機器等については、本市と三菱HCキャピタル株式会社との間で賃貸借契約を締結しています。当該契約の有効期間は令和8年1月31日までですので、本期間内は当該システムの利用を継続してください。

なお、指定管理料には当該機器の賃借料を含み、指定管理者は賃借料の支払いを行うこととします。以上のことを内容とした賃借料の支払い方法に関する覚書について、本市、民間事業者及び指定管理者間で指定期間開始前に締結しますので、必要な事務手続きを行ってください。

賃借料の額は以下のとおりです。

#### 【賃借料】 ※消費税及び地方消費税額を含む

- ・令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）：¥2,613,600円
- ・令和7年度（令和7年4月1日から令和8年1月31日まで）：¥2,178,000円

### ⑤知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃等業務

ビッグバンの清掃業務は、大阪府における行政の福祉化の取り組みに準じ、障がい者の清掃訓練等を通じた障がい者の就労支援業務として実施してください。（詳細は募集要項別紙4の仕様書別紙7参照）

### ⑥後背地の管理について

- ・敷地内通行道については、地域住民の通行のため常に開放してください。
- ・ビッグバンの西側に位置する濁池は指定管理区域外ですので、当該池を活用した事業を実施する場合は、事前に市及び水利組合との調整が必要です。また、指定の場所に水利組合の管理車両の駐車を認めてください。

### ⑦ボランティアスタッフの登用について

現在の指定管理業務では、子どもたちの遊びを支援するボランティアと運営の一部を協働して行っています。可能な限り、ボランティアと協働した運営に努めてください。（詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中のIV-4-ウ「人員配置」参照）

### ⑧ビッグバンキャラクターの著作権等について

ビッグバンのキャラクター「ワニタン」「メロウ」「ベアル」等については、東映アニメーション株式会社が著作権の管理を行っています。指定管理者は、これらのキャラクターをビッグバンの管理運営（広告宣伝等）のために使用することができますが、物品又はサービス

を第三者に販売するなど、本著作物を有償で二次利用しようとする場合は、事前に本市及び同社と本著作物の利用条件について協議してください。

#### ⑨近隣施設等との連携について

泉ヶ丘周辺の商業施設や教育機関等で構成される泉ヶ丘ライブタウン会議など、関連機関との会議等への参加に協力してください。

### 3. 管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本としてビッグバンの管理を行うこととします。

- (1) ビッグバン条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

### 4. 指定期間（予定）

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間で予定しています。

この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

### 5. 自主事業

指定管理者はビッグバン条例、協定書、業務仕様書及び事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障を来すことがなく、かつ、施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービス向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。

なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

#### (1) 自動販売機の設置、軽食喫茶コーナー、売店の運営

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置、軽食喫茶コーナー、売店の運営を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。最低貸

付料など詳細は募集要項別紙4「業務仕様書」中「V. 自主事業」を参照してください。

(2) その他施設の利用促進又はサービスの向上につながる自主事業

施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又はサービスの向上につながる事業を行うことが可能です。実施にあたっては、指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。なお、提案内容により別途貸付料を徴収する場合があります。

## 6. 管理経費等

(1) 会計年度

ビッグバンの管理に係る会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

ビッグバンの管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中、毎年度、市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。収支計画書においては、あらかじめ想定される税制変更等による支出の増減は見込んだ上で提示してください。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、ビッグバンの年間有料入館者目標は令和6年度が20万人、令和7年度が21万人、令和8年度が22万人、また入館料、駐車料金及び参加者負担金による年間収入目標は165,339千円としており、ビッグバンの管理に係る指定管理料の本市としての積算額は年間105,131千円（税込）、常設展示及び遊具の改修に関する業務の実施に要する指定管理料（以下、「展示改修費」という。）は3年間で128,771千円（税込）です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「10%」としてください。指定期間中に消費税率が引上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

<参考> 令和3年度から令和5年度までの指定管理料（※1）

（単位：千円、税込）

令和3年度（※2）	令和4年度（※3）	令和5年度（予算額）
157,688	154,779	147,000

※1 令和3年度から令和5年度までは館内の展示改修を行っていないため、展示改修費は含みません。

※2 令和3年度は市が実施した「親子の遊びと学び応援事業」の実施に係る費用10,688千円を指定管理料として支出しています。

※3 令和4年度は新型コロナウイルス感染対策のため、館内の抗菌コーティング及び無線 LAN 環境整備に係る費用7,779千円を指定管理料として支出しています。

(3)指定管理料支払い時期等

展示改修費を除く指定管理料の支払い時期については、年4期に分割します。

また、展示改修費は、年度協定に定める額を年度当初に一括して支払います。

詳細については募集要項別紙8「年度協定書」で定めます。

(4)指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、次のとおり、原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、広告料、保険料、キャッシュレス決済手数料等）

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と経費負担において実施するものとします。

なお、泉ヶ丘公園、展望広場等の工事（本募集要項「2.指定管理者が行う業務の概要」の(5)参照）、堺市立ビッグバン遊具の塔ほか5棟外壁改修ほか工事及びビッグバン監視カメラ設備改修工事（募集要項別紙16参照）は市が実施しますので、指定管理者の費用負担はありません。

ウ 展示改修費

常設展示及び遊具の改修に関する業務に係る経費

(指定管理料に含まれる経費にかかる補足事項)

①修繕費について

施設・設備・器具・備品・展示物等の更新及び修繕については、次のとおり取り扱うものとします。なお、指定管理者は、将来の大規模修繕費を抑制するため、適切に施設の維持修繕を行ってください。

ア 施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、損傷した場合又は予防保全を実施する場合において、その修繕が1件あたりの予定価格で1,000千円（税込）以下のものについては、指定管理者の責任と経費負担において実施することとします。

イ 施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、損傷した場合又は予防保全を実施する場合において、その修繕が1件あたり1,000千円（税込）を超えるもの又は施設の躯体にかかるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と経費負担において実施することとします。

※ここでいう躯体とは、柱、耐力壁、スラブ、はり等の骨組みのことをいいます。

ウ 指定管理者の管理運営上の瑕疵により施設の損傷を補修するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の責任と経費負担で実施することとします。

## ②展示改修費について

### ア 予算計上について

- ・令和6年度においては提案時に提出された収支計画書に記載の金額を年度収支計画書に計上してください。
- ・令和7年度においては、令和6年度の業務の進捗状況を踏まえ、市と指定管理者が協議して定めた額を年度収支計画書に計上してください。
- ・令和8年度においては、指定期間における展示改修にかかる指定管理料の総額128,771千円（税込）から、令和6年度及び令和7年度に市から支払われた額を差し引いた残額を収支計画書に計上してください。

### イ 休館補償について

展示改修については長期休館期間（メンテナンス休館等）を行うことを想定しています。展示改修により追加の休館が発生した場合においても、市は休館補償を行いません。

### ウ 精算について

展示改修費は、年度協定に定める額と実績の差額を精算し、市に返納することとします。ただし、当該年度の展示改修費の実績額が年度協定に定める額を上回った場合、その超過額は指定管理者の負担とします。

### エ その他特記事項

- ・展示改修費に指定管理料及び利用料金収入を充当することはできません。
- ・展示改修費とその他経費は帳簿等を切り分けて管理してください。

## (5) 指定管理者の収入

指定管理料のほか、ビッグバンの入館料、駐車料金及び参加者負担金が指定管理者の主な収入となります。

<参考> 令和3年度及び令和4年度の収入（指定管理料を除く）

（単位：千円、税込）

令和3年度（※）	令和4年度
69,565	136,250

※令和3年度は、1階エントランスのリニューアル及び新型コロナウイルス感染拡大防止による市からの閉館指示に伴い、計78日間休館しています。

## (6) 指定管理料（展示改修費を除く）・利用料金等の取り扱い

各会計年度の決算額において、展示改修費相当を除く総収入が総支出（常設展示及び遊具の改修に関する業務にかかる支出を除く）を上回った場合、収支差額の5割を市に納付していただきます。

#### (7) 自主事業の実施に係る経費

- ・ 自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。
- ・ 自動販売機等の設置及び軽食喫茶コーナーを運営する場合は、別途公有財産の賃貸借契約を締結し、貸付料の支払いが必要です。
- ・ 自主事業の実施により、指定管理者に損失が生じた場合において、市はこれを補てんしません。

#### (8) 経理事務

- ・ 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。  
また、経理事務にあたっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。
- ・ 展示改修費とその指定管理料はそれぞれ独立の帳簿を設けて管理してください。
- ・ 自主事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

### 7. 利用料金等

※利用料金等とは、「入館者が支払う入館料」、「駐車場の使用料(料金)」などを指します。

#### (1) 利用料金制の採用

ビッグバンはビッグバン条例第20条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額はビッグバン条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。ただし、年間パスポートなど年度をまたぐ利用に係る料金収入については、日割りし次期指定管理者に引き継いでください。

#### (2) 利用料金の収受

利用料金は、前納が原則です。ただし、大型車等以外の駐車料金は、自動車を出場させる際に徴収するものとします。

#### (3) 利用料金の減免等

指定管理者は、ビッグバン条例第20条第6項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、第20条第7項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

現在の減免及び還付の基準は募集要項別紙11のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

#### (4) 自主事業の参加費等



指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金は指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

#### (5) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者が共同企業体（企業グループ）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

## 8. 管理の基準

### (1) 関係法令の遵守

ビッグバンの管理業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- ウ 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）
- エ ビッグバン条例及びビッグバン条例施行規則（令和2年規則第78号）
- オ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- カ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）
- キ 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）
- ク 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- ケ 児童福祉法及び堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）
- コ その他関連法規、要綱、要領、通知等

### (2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、ビッグバン条例第21条第1項第1号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。なお、令和5年8月1日時点の開館時間及び休館日は次のとおりです。

- ア 開館時間

午前10時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）

#### イ 休館日

- ・毎週月曜日（月曜日が休館の場合は翌火曜日）  
※春休み・5月・夏休み・10月は月曜も開館
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月2日まで）
- ・メンテナンス休館（1月下旬及び9月上旬の平日2週間程度）

#### (3) 守秘義務

指定管理者は、ビッグバン条例第21条第1項第3号の規定を遵守しなければなりません。

#### (4) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たりますが、保護法第66条第2項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負います。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守してください。

なお、指定管理者は、個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）が以下の不正行為を行った場合、保護法第176条又は保護法第180条の罰則が適用されます。

- ・正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき（保護法第176条）
- ・その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（保護法第180条）

#### (5) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例（募集要項別紙14）第36条の2（注：市の出資法人の場合は、第36条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は募集要項別紙15のとおりです。

※なお、当該規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

#### (6) 文書管理

指定管理者には、ビッグバンの管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃

棄については、市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで、直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

#### (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

#### (8) 市の施策との整合・協力

##### ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進等に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入れするなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

##### イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

##### ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

##### エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・ 環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・ 省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・ 電力デマンドのピークカット等による節電
- ・ 資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・ 廃棄物の適正処理

##### オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

## カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、それらの取組に積極的に協力してください。

## 9. 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書（以下「基本事業計画書等」という。）を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理運営方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- (3) 収支計画
- (4) 利用促進計画、サービス向上の方策
- (5) 広報・プロモーション計画
- (6) 第三者への業務の委託計画
- (7) 自主事業計画
- (8) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (9) 人材育成の考え方及び研修計画
- (10) 苦情、要望への対応
- (11) 個人情報の保護方針及び保護措置
- (12) 情報公開方針及び広報計画
- (13) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (14) 目標設定と目標達成の方策
- (15) 緊急時対策

### ※基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定又は決定しておくべき基本的な事項について記載

### ※年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定又は決定すべき事項を記載（基本事業計画書に記載された内容以外の全ての事項を記載）

## 10. リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は募集要項別紙9のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

## 11. 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

## 12. 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険及び昇降機賠償保険に加入してください。

なお、建物火災保険（保険の対象に展示収蔵品含む）については、市の負担で加入します。

また、常設展示及び遊具の改修に関する業務によって新たに展示等を設置したことにより保険内容等の変更が生じる場合は、内容の見直しを行ってください。

保険内容等は下記のとおりとします。

ア てん補限度額

（施設賠償責任保険）

・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上

1事故全体のてん補限度額 10億円以上

・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

（昇降機賠償責任保険）

・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上

1事故全体のてん補限度額 10億円以上

・対物補償 1事故全体のてん補限度額 10億円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入でも可とする。）

## 13. 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、募集要項別紙10で示す業務については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において、当該

業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、募集要項別紙10の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託可能となります。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）と認められる者に委託することはできません。

なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

#### 14. 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。（地方自治法第244条の2第10項）
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。（地方自治法第244条の2第11項）

#### 15. 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を、原則として毎月開催します。

#### 16. モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して、市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

（調査項目の例）

- ア 施設利用者の構成（年齢、居住地など）
- イ 展示物及びイベント等の利用者満足度

- ウ 職員の対応（言葉づかい、態度）
- エ 利用者が施設に求めるサービス内容

- (2)市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果、指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて、随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。
- (3)指定管理者によるモニタリング及び市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については、指定管理者の指定後、別途お知らせします。

## 17. 管理業務の報告

- (1)指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を参考にした事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理業務の実施状況
- エ 施設の利用状況（入館者数、駐車場利用台数（普通車、バス）等）
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- コ 施設及び備品の状況（修繕に関する報告等）
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2)指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書を毎月終了後翌月末までに市に対し提出するものとします。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後翌月末までに提出するものとします。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 収支状況（四半期ごと）
- ウ 利用料金の収入状況
- エ 施設の利用状況（入館者数、駐車場利用台数（普通車、バス）等）

- オ 利用者意見の聴取状況
- カ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- キ 研修実施状況
- ク 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
- ケ 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
- コ その他市長が必要と認める事項

(3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
- イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
- ウ 金融機関との取引が停止となったとき
- エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき
- オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、申立てする恐れがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
- カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき
- キ その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

## 18. 管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償するものとします。

(2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

## 19. 引継ぎ等

(1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、ビッグバンの管理業務に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。なお、すでに利用予約があるものについては、そのまま引き継いでいただきます。また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように、市又は次期指定管理者に引き継ぐこととします。



- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとします。
- (3) 年間パスポートなど年度をまたぐ利用に係る料金収入の取扱いについては、「7. 利用料金等」の(1)に記載のとおりです。

## 20. 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について、事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただくとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

## IV. 募集手続きに関する事項

### 1. 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和5年8月31日（木）～10月31日（火）
函面の公開	令和5年9月4日（月）～10月23日（月）
応募説明会参加の受付	令和5年9月1日（金）～9月12日（火）
応募説明会の開催	令和5年9月6日（水）、9月13日（水）
質問書の受付	令和5年9月7日（木）～9月20日（水）
質問書の回答	令和5年9月29日（金）予定
応募書類の受付	令和5年10月24日（火）～10月31日（火）
審査（書類・面接）	令和5年11月上旬予定
指定管理者候補者選定結果通知	令和5年11月中旬予定
市議会による指定管理者の議決	令和5年12月下旬予定

### 2. 応募資格等

#### (1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項を全て満たすものとします。

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。（個人による応募はできません。）
- イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成している全ての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

#### (2) グループ応募について

- ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。
- イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。
- オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までには、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

#### (3) 選定基準の配点付与について

応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において募集要項別紙 6 の選定基準(7)-⑤に定める配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、全ての者が要件を満たしている必要があります。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和5年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合</li> <li>・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合</li> <li>・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合</li> </ul> （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ（同項第1号）又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合

### 3. 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合は全ての構成団体が次に該当しないこととし、1団体でも該当した場合は、応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体

- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当するものが役員となっている団体
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4. 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

#### 5. 応募手順

- (1) 募集要項等の公表

令和5年8月31日（木）から市ホームページにおいて公表を行います。

- (2) 図面の公開

令和5年9月4日（月）から10月23日（月）までの期間、エに示すビッグバンの図面を公開します。閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の2営業日前の17時までに「図面閲覧申込書」（募集要項別紙5の様式1-3）に必要事項を記入の上、電子メールにファ

イルを添付し、下記申込先に送付してください。なお、メールタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 図面閲覧申込（会社名）」と明記してください。送付後に必ず送付された旨の電話連絡をお願いします。

また、先約等により、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

ア 申込先

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530（直通）

イ 公開場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 高層館16階北側 泉北ニューデザイン推進室

【交通案内】南海電鉄高野線堺東駅から約200メートル

※駐車場は有料です。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

ウ 公開期間

日程：令和5年9月4日（月）から10月23日（月）の間の平日

時間：①10時～12時 ②13時～15時 ③15時30分～17時30分 計3枠

エ 公開図面

- ・完成図書（ソフト）1階「コスモポート」
- ・完成図書（ソフト）2階「スペースファクトリー」
- ・完成図書 1・2階内部展示遊具製作
- ・完成図書（ソフト）3階「アストロキャンプ」
- ・実施設計（ソフト）4階-1「おもちゃスペースシップ」
- ・実施設計（ソフト）4階-2「おもちゃスペースシップ」
- ・完成図書（ソフト）4階-4「エクスプロラトリウム」コーナー
- ・新築工事 完成図
- ・新築工事 完成図 建築・設備・ソフトプロット図
- ・電気設備工事竣工図

※この他に新たに図面を公開する場合は、ホームページにてお知らせします。

オ その他

- ・閲覧申込は公開期間中何度でも可能ですが、公平性を期するため、1団体につき1日1枠までとします。
- ・図面は撮影可能です。また、コピーを希望する場合は、市職員同行の上、堺市役所本館3階市政情報センターに設置しているコピー機をご利用ください。（有料）  
なお、公開場所に設置のコピー機はご利用いただけませんので、予めご了承ください。
- ・コピーを希望する場合を除き、公開場所外への図面の持ち出しは認めません。
- ・当日、質問は一切受け付けません。質問がある場合は（4）に示す手続きに従い行

ってください。

### (3) 応募説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが、応募予定の団体は、できるだけご出席ください。

応募説明会への参加に際しては、令和5年9月1日（金）から開催日前日の17時までに「応募説明会参加申込書」（募集要項別紙5の様式1-1）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に送付してください。なお、メールタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 応募説明会参加申込（会社名）」と明記してください。（送付後に必ず送付された旨の電話連絡をお願いします。）

#### ア 参加申込先

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530（直通）

#### イ 開催日時

1回目：令和5年9月6日（水）

2回目：令和5年9月13日（水）

両日ともに13時から3時間程度（受付開始：12時30分から）

※両日ともに説明内容は同じです。

#### ウ 開催場所

堺市南区茶山台1丁9-1 堺市立ビッグバン（予定）

【交通案内】泉北高速鉄道泉ヶ丘駅から約200メートル

【当日連絡先】電話番号：072-228-7530

※駐車場は有料です。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うこともあります。

#### エ 参加人数

1団体3名までとします。

#### オ その他

当日、募集要項等は配布しませんので、各自持参してください。なお、公表している資料以外で応募説明会において配布した資料がある場合は、説明会当日を目途に、市のホームページにおいて公表を行います。

なお、応募説明会は応募の必須要件としていないこともあり、出席されない方との公平性を期するため、当日、基本的に質問は受け付けません。質問がある場合は(4)に示す手続きに従い行ってください。

### (4) 質問書の受付

質問がある場合は、令和5年9月7日（木）から9月20日（水）の17時までに質問書

(募集要項別紙5の様式1-2)を電子メールにファイルを添付し、下記送付先に送信してください。

なお、メールタイトルは「堺市立ビッグバン指定管理者 質問書の提出(会社名)」と明記してください。(送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。)電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。

質問書に対する回答は、令和5年9月29日(金)を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

なお、質問書を提出した団体等の質問意図等の確認や、募集要項等の解釈の明確化を図ることを目的として、質問書の受付に合わせて、個別ヒアリングを実施する場合があります。個別ヒアリングを実施する場合には、その開催情報等を別途通知します。

**【質問書送付先】**

堺市泉北ニューデザイン推進室

電子メールアドレス：sennisui@city.sakai.lg.jp

電話番号：072-228-7530(直通)

(5)応募書類の受付

堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書(募集要項別紙5の様式2)及び必要書類を添えて提出してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市泉北ニューデザイン推進室(高層館16階)

TEL：072-228-7530 FAX：072-228-6824

イ 提出期間及び提出方法

令和5年10月24日(火)～10月31日(火)の9時～17時(ただし、土曜及び日曜は除く。)

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類(V 提出書類に関する事項を参照)を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期限を経過した後は、受け付けいたしません。

## V. 提出書類に関する事項

### 1. 書類の作成

ビッグバンは、前述のとおり、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援することを目的として設置されている施設です。

指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

### 2. 書類の提出

応募にあたっては、下記の（1）から（25）までの書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正1部、副18部（副は複写可）の計19部とします。

なお、提出書類は本市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き、原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は、請求に応じて公開することがあります。

(1) 堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書（募集要項別紙5の様式2）

…グループ応募の場合は、グループとして作成してください。

(2) 団体概要（募集要項別紙5の様式3-1）、役員名簿（募集要項別紙5の様式3-2）

(3) グループ構成書（募集要項別紙5の様式4-1）…グループ応募の場合に提出してください。

(4) グループ協定書兼委任状（募集要項別紙5の様式4-2）…グループ応募の場合に提出してください。

(5) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（募集要項別紙5の様式5-1-1～様式5-7-4）

- ・管理の基本方針
- ・平等利用・安全の確保
- ・安定的な経営資源
- ・財務規模、組織状況
- ・事業実績
- ・利用者・利用者ニーズの把握
- ・個人情報保護、情報公開の考え方
- ・人権尊重の考え方
- ・障害者等への考え方
- ・モニタリング計画
- ・休館日、開館時間の考え方



- ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画
  - ・利用料金の考え方
  - ・苦情対応の考え方
  - ・非常時対策
  - ・目標設定、目標達成の方策
  - ・館内展示、イベント及び屋外活動等の企画運営計画
  - ・子育て支援業務の企画運営業務
  - ・集客及び広報・プロモーション業務の企画運営計画
  - ・駐車場の運営計画
  - ・自主事業の実施計画
  - ・自主事業で自動販売機の設置の提案の有無、提案内容（該当する場合のみ）
  - ・常設展示及び遊具の改修計画
  - ・経費削減の考え方・方法
  - ・収支計画
  - ・指定管理料の削減に関する考え方
  - ・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (6) 指定管理業務に関する収支計画書（募集要項別紙5の様式5-8-1）、収支計画書積算内訳書（募集要項別紙5の様式5-8-2）
- (7) 自主事業計画書（募集要項別紙5の様式5-9-1）、自主事業収支計画書（募集要項別紙5の様式5-9-2）、自主事業収支計画書積算内訳書（募集要項別紙5の様式5-9-3）
- (8) 障害者雇用等確認書（募集要項別紙5の様式6）
- (9) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（募集要項別紙5の様式7）
- (10) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (11) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (12) 堺市立ビッグバン指定管理者指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (13) 令和2年度から令和4年度の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (14) 令和2年度から令和4年度の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (15) 令和2年度から令和4年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (16) 法人の印鑑証明書
- (17) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）

- (18) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類  
法人の場合 …法人の「納税証明書その3の3」(法人税、消費税、地方消費税)  
法人以外の場合…団体の代表者の「納税証明書その3の2」  
(申告所得税、復興特別所得税、消費税、地方消費税)
- (19) 市税の納税確認の同意書(募集要項別紙5の様式8) …応募資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から1部ずつ提出してください(複写の提出の必要はありません。)
- (20) 令和5年障害者雇用状況報告書(事業主控の写し) …障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (21) 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (22) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (23) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類…65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (25) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES 登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。

※ (11) (16) (18)については提出日において発行から3か月以内のものとしします。

(13) (14) (15)については団体の設立から3年以上経過していない場合は、設立年度から令和4年度までのものとしします。

また、グループ応募の場合、(2)及び(8)～(25)については、構成団体ごとに提出願います。

なお、提出書類はA4版を原則としします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

## VI. 選定及び指定に関する事項

### 1. 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、ビッグバン条例第16条第3項に規定する指定の要件を基本として、募集要項別紙6の選定基準に基づき、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により指定管理者の候補者として選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定し、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定します。  
審査の日程等は、後日お知らせします。
- (3) 面接審査では、応募者によるプレゼンテーションを実施することを予定しています。
- (4) 審査の結果、提案点の最終得点とその満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとします。
- (5) 応募団体が1団体の場合も、上記審査により適当と認められた場合に候補者として選定します。
- (6) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ指定管理者の候補者を決定します。
- (7) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。

### 2. 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、本市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）全てに、令和5年11月中旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず、団体名及び採点については、審査結果として市ホームページ等で公表を行います。

### 3. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和5年12月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、当該候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

#### 4. 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、本市との協議を行ったうえで、ビッグバンの管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は募集要項別紙7のとおり、年度協定の内容（予定）は募集要項別紙8のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、本市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### VII. その他

#### 1. 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は本市の公文書として取り扱われます。(原則として情報公開の対象となります。)
- (6) 本市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 応募団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は応募団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用することがあります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) ビッグバンの管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

## 2. 添付資料

- 別紙 1-1 ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（概要版）
- 別紙 1-2 ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画（本編）
- 別紙 2-1 SENBOKU New Design（概要版）
- 別紙 2-2 SENBOKU New Design（本編）
- 別紙 3 泉ヶ丘駅地域活性化ビジョン
- 別紙 4 堺市立ビッグバン指定管理者業務仕様書
- 別紙 5 堺市立ビッグバン指定管理者応募書類一式
- 別紙 6 堺市立ビッグバン指定管理者選定基準
- 別紙 7 堺市立ビッグバン指定管理者協定書（案）〈基本協定書〉
- 別紙 8 堺市立ビッグバン指定管理者協定書（案）〈年度協定書〉
- 別紙 9 堺市立ビッグバンリスク分担表（案）
- 別紙 10 堺市立ビッグバン再委託可能業務一覧
- 別紙 11 堺市立ビッグバンの利用料金の減免等に関する基準（案）
- 別紙 12 堺市立ビッグバン条例
- 別紙 13 堺市立ビッグバン条例施行規則
- 別紙 14 堺市情報公開条例
- 別紙 15-1 堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
- 別紙 15-2 指定管理者の情報公開モデル規程（本文）
- 別紙 15-3 指定管理者の情報公開モデル規程（様式）
- 別紙 16-1 遊具の塔ほか5棟外壁改修ほか工事及び監視カメラ設備改修工事 概要資料
- 別紙 16-2 工程表（予定）
- 別紙 16-3 仮設計画図